

川崎市から市税に関するお知らせ



年度の途中で退職した場合の 市民税・県民税・森林環境税の 納め方は？

給与所得者の特別徴収分の税額は、6月から翌年の5月まで毎月給与から差し引かれます。
退職後、給与から差し引くことができなかった分は、
原則、**ご自宅にお送りする納付書で納付してください。**



詳しくはこちらをご覧ください。
車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）

第3期納期限 10.31金

川崎市立新小倉小学校（幸区）

令和7（2025）年4月に市内115校目の小学校として開校しました。

金融機関などの窓口以外の 市税の納付方法があります！

口座振替（新規の方は右欄参照）やスマートフォン決済アプリでの納付、専用サイトでのクレジットカード納付などの方法があります。ぜひご利用ください。
詳しくは川崎市ホームページをご覧ください。



川崎市 税 納付

検索

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）第3期分からの Web口座振替の申込期限は10月15日（水）です！

Web口座振替受付サービスは、休日や夜間でも申込可能です。ぜひご利用ください。

※10月16日（木）以降の申込は、第4期分から適用となります。
詳しくは川崎市ホームページをご覧ください。

川崎市 税 口座振替

検索

川崎市税務広報 電話 044-200-2236
発行：財政局市民税管理課 FAX 044-200-3907